

## 部内文書の受信者名の記載方法に関する要領

平成14年11月5日

山口警県第148号

(趣旨)

第1条 部内文書の受信者名の記載方法については、別に定めがある場合を除き、この要領の定めるところによる。

(受信者名の記載方法)

第2条 警察本部長(以下「本部長」という。) 部長及び課長(室長、隊長、所長及び校長を含む。以下同じ)が、次の表の左欄に掲げる者にあてて文書を発信するときは、同表の右欄に定める方法により受信者名を記載するものとする。

受 信 者	記 載 方 法
1 部長 課長 警察署長	各部長、所属長
2 部長(通信部長を含む。) 課長 警察署長	各部長、所属長 (参考送付) 情報通信部長
3 課長 警察署長	各所属長
4 部長 課長	本部各部長、所属長
5 課長	本部各所属長
6 警察署長	各警察署長

2 本部長、部長及び課長が、特定の課長、警察署長等にあてて文書を発信するときは、当該特定の課長、警察署長等を受信者名として記載するものとする。

第3条 警察署長が、警察本部にあてて文書を発信するときは、本部長を受信者名とし、送付先の所属名を当該受信者名の下部に括弧書で記載するものとする。この場合において、送付先の所属が複数であるときは、主たる所属名を最初に記載するものとする。

2 警察署長が、特定の部長、課長等にあてて文書を発信するときは、当該特定の部長、課長等を受信者名として記載することができる。

第4条 本部長、部長、課長及び警察署長以外の者等が文書を発信するときは、

送付先を特定することができる適切な受信者名を記載するものとする。